

高知県中小企業経営資源強化対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県中小企業経営資源強化対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「補助事業者」とは、公益財団法人高知県産業振興センターをいう。

2 この要綱において、「中小企業者等」とは、中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条に規定する中小企業者、任意のグループ（構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営むものをいう。）及び創業を予定するものをいう。

3 この要綱において、「経営革新」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第2項に規定する「経営の革新」をいう。

(補助金の交付の目的)

第3条 県は、中小企業の経営資源の確保等を支援するとともに、地域における新たな事業の創出及び産業集積を促進し、もって中小企業の振興及び経営の安定並びに活力ある経済社会の構築に寄与することを目的とし、補助事業者が行う事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業、補助対象経費及び補助率)

第4条 補助対象事業、補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助の条件)

第6条 補助事業者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、別記第3号様式による中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、別記第4号様式による補助事業遅延等報告書を知事

- に提出し、その指示を受けなければならないこと。
- (5) 補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、当該書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
 - (6) 補助事業が完了した後も補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
 - (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を勘案して知事が別に定めた期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供する場合は、事前に別記第9号様式による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
 - (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかななければならないこと。
 - (9) 県税の滞納がないこと。
 - (10) 間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号に掲げる事項を条件として付さなければならないこと。
- 2 知事は、前項第7号の規定により財産の処分を承認した場合において、当該処分により補助事業者に入金が生じたときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。

（補助金の交付の決定）

- 第7条 知事は、第5条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めるときは、補助金の交付の決定を行い、当該補助事業者へ通知するものとする。
- 2 第5条第1項の補助金交付申請書を受領してから、当該申請に係る前項の規定による補助金の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
 - 3 知事は、第5条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
 - 4 知事は、間接補助事業を行う中小企業者等が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助事業者に対して補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（申請の取下げ）

- 第8条 補助事業者が、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に対して不服がある場合における申請の取下げをすることができる期限は、同項の補助金の交付の決定通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

（補助事業の内容又は経費の配分の変更）

- 第9条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ別記第2号様式による変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。
- (1) 補助事業に要する経費の20パーセント以内かつ1,000万円未満の減少となる場合
 - (2) 経費区分相互間で20パーセントを超えない範囲で変更しようとする場合。ただし、別表第1に掲げる人件費を他の経費に流用しようとする場合を除く。
 - (3) 補助目的の達成に支障を来たすことなく、かつ、補助事業の低下をもたらさない事業計画の細部の変更をする場合。ただし、コーディネーター等を変更する場合

合を除く。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業を実施する年度の9月30日現在における補助事業の遂行状況について、別記第5号様式による補助事業遂行状況報告書を翌月末日までに、知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は翌会計年度の4月20日のいずれか早い日までに別記第6号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定による実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 知事は、前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第9条の規定による承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知する。

(補助金の概算払の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記第8号様式による報告書により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件その他法令若しくはこれに基づく処分違反したときは、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、その返還をさせることができる。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例

第1号)に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外は、原則として開示するものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成13年4月24日から施行する。
- 2 この要綱は、平成13年4月1日から適用する。
- 3 この要綱は、令和5年5月31日限りでその効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第6条第1項第5号から第8号まで、第6条第2項、第14条、第15条及び第17条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
- 4 高知県下請企業振興事業費補助金交付要綱、中小企業情報化推進事業費補助金交付要綱及び高知県経営診断助言事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、全文を改正し、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成14年4月1日から適用する。
- 3 高知県地域新産業創出総合支援事業費補助金交付要綱及び高知県地域中小企業支援センター事業費補助金交付要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成16年4月1日から適用する。
- 3 この要綱の施行に伴い、高知県地域モデル企業育成支援事業費補助金交付要綱及び高知県企業情報化戦略リーダー育成支援事業補助金交付要綱は廃止する。ただし、高知県地域モデル企業育成支援事業費補助金交付要綱に基づき交付された補助金について、同要綱第12条、第13条、第14条、第15条及び第16条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

また、高知県企業情報化戦略リーダー育成支援事業補助金交付要綱第10条、第12条及び第15条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月20日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年5月25日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月7日から施行する。
- 2 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年8月22日から施行する。

2 この要綱は、平成19年8月22日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年2月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月2日から施行する。
- 2 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年1月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月9日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は、同年3月19日から施行する。

- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和元年11月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第5条の規定による申請は、この要綱の施行日前においても行うことができる。
- 3 この要綱の施行に伴い、高知県ものづくり力強化対策事業費補助金交付要綱は廃止する。ただし、同要綱に基づき交付された補助金について、同要綱第13条、第14条、第16条から第19条及び第21条の規定は、同日以降もなお効力を有する。

別表第2（第6条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。